

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成19年1月25日(2007.1.25)

【公開番号】特開2001-212901(P2001-212901A)

【公開日】平成13年8月7日(2001.8.7)

【出願番号】特願2000-24109(P2000-24109)

【国際特許分類】

B 3 2 B 9/00 (2006.01)

B 6 5 D 65/40 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 9/00 A

B 6 5 D 65/40 D

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月1日(2006.12.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 熱可塑性樹脂製の一軸延伸テープの多数本を斜交3方向に配列し積層接着してなる透明又はほぼ透明な不織シートの一面に、珪素又はアルミニウムの酸化物を主成分とする透明蒸着層が形成された熱可塑性樹脂製のフィルムからなる透明又はほぼ透明な防湿層が、透明蒸着層が不織シート側になるように積層接着され、上記不織シートの他面に、熱可塑性樹脂からなる透明又はほぼ透明な融着層が積層接着されていることを特徴とする包装用フィルム。

【請求項2】 ポリエチレン系樹脂又はポリプロピレン系樹脂製の一軸延伸テープの多数本を斜交3方向に配列し積層接着してなる透明又はほぼ透明な不織シートの一面に、珪素又はアルミニウムの酸化物を主成分とする透明蒸着層が形成されたポリエチレン系樹脂又はポリプロピレン系樹脂又はポリエステル系樹脂製のフィルムからなる透明又はほぼ透明な防湿層が、透明蒸着層が不織シート側になるように積層接着され、上記不織シートの他面に、酢酸ビニル含有量20重量%以下のエチレン-酢酸ビニル共重合体又は密度0.940 g/cm³以下のポリエチレン樹脂製のフィルムからなる透明又はほぼ透明な融着層が積層接着していることを特徴とする包装用フィルム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

この種の包装用フィルムとして、特開平9-142526号公報には、合成樹脂製一軸延伸テープによる平織クロスシートの表裏面に、低密度ポリエチレン層をラミネートし、その表面側にポリ塩化ビニリデン層を介してポリエチレンテレフタレート層を配層し、透明又はほぼ透明にした機械包装用フィルムが提案されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0007】****【課題を解決するための手段】**

上記の目的を達成するために、請求項1に係る発明では、熱可塑性樹脂製の一軸延伸テープの多数本を斜交3方向に配列し積層接着してなる透明又はほぼ透明な不織シートの一面に、珪素又はアルミニウムの酸化物を主成分とする透明蒸着層が形成された熱可塑性樹脂製のフィルムからなる透明又はほぼ透明な防湿層が、透明蒸着層が不織シート側になるように積層接着され、上記不織シートの他面に、熱可塑性樹脂からなる透明又はほぼ透明な融着層が積層接着されていることを特徴とする包装用フィルムが提供される。

【手続補正4】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0008****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0008】**

また、請求項2に係る発明では、ポリエチレン系樹脂又はポリプロピレン系樹脂製の一軸延伸テープの多数本を斜交3方向に配列し積層接着してなる透明又はほぼ透明な不織シートの一面に、珪素又はアルミニウムの酸化物を主成分とする透明蒸着層が形成されたポリエチレン系樹脂又はポリプロピレン系樹脂又はポリエステル系樹脂製のフィルムからなる透明又はほぼ透明な防湿層が、透明蒸着層が不織シート側になるように積層接着され、上記不織シートの他面に、酢酸ビニル含有量20重量%以下のエチレン-酢酸ビニル共重合体又は密度0.940 g/cm³以下のポリエチレン樹脂製のフィルムからなる透明又はほぼ透明な融着層が積層接着していることを特徴とする包装用フィルムが提供される。

【手続補正5】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0009****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0009】**

本発明において、熱可塑性樹脂製の一軸延伸テープは、熱可塑性樹脂製の広幅のフィルムを細幅のテープ状に切断した後、これを長さ方向の一軸に延伸するか、或いは熱可塑性樹脂製の広幅のフィルムを長さ方向の一軸に延伸した後、これを細幅のテープ状に切断して得られるもので、当業界ではフラットヤーン或いはテープヤーンと呼称されている。

【手続補正6】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0010****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0010】**

ここで、熱可塑性樹脂としては、特に限定されるものではないが、一般にポリエチレン系樹脂又はポリプロピレン系樹脂が好適に使用される。ポリエチレン系樹脂としては、高密度ポリエチレン、中密度ポリエチレン、低密度ポリエチレン、エチレン-酢酸ビニル共重合体等が挙げられる。ポリプロピレン系樹脂としては、ポリプロピレン、プロピレンを主成分とするプロピレン--オレフィン共重合体等が挙げられ、-オレフィンとしては、エチレン、1-ブテン等が挙げられる。また、これ等の樹脂からなるフィルムは単一層から構成されていてもよいが、積層接着をより強固にするために、このような高密度ポリエチレン、中密度ポリエチレン、ポリプロピレンからなるフィルムの両面に、低密度ポリエチレン、直鎖状低密度ポリエチレン、エチレン-酢酸ビニル共重合体等のような低融点の熱融着層を有する三層から構成されているものが好ましい。

【手続補正7】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0019**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0019】**

さらに、本発明においては、上記透明又はほぼ透明な不織シートの他面に、熱可塑性樹脂からなる透明又はほぼ透明な融着層が積層接着される。ここで、透明又はほぼ透明な融着層となる熱可塑性樹脂としては、特に限定されるものではないが、一般に酢酸ビニル含有量20重量%以下のエチレン-酢酸ビニル共重合体又は密度 0.940 g/cm^3 以下のポリエチレン樹脂、例えば直鎖状低密度ポリエチレンが好適に使用される。エチレン-酢酸ビニル共重合体のビニル含有量が多くなると、コストが高くなり、また取扱い難くなる。酢酸ビニルの含有量は、好ましくは10重量%以下である。また、ポリエチレン樹脂の密度が高くなると、シール性、特に低温シール性が低下するので、用途によってはシール強度が不足する場合がある。

【手続補正8】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0039**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0039】****【発明の効果】**

本発明の包装フィルムは、上述のように構成されているので、防湿性及び引裂強度に優れ、しかも透明又はほぼ透明で、廃棄焼却が容易な包装用フィルムが得られる。したがって、本発明の包装用フィルムは、特に、大型の精密機械等を輸出入する際の包装に適する。